

評価細目の第三者評価結果(保育所版内容評価基準)

A-1 保育所保育の基本

A-1-(1) 養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果	コメント
① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a	保育所保育指針に基づき、園の基本理念・保育目標等を反映した保育課程を編成している。年度末の保育レビュー会議の中で、職員の参画を得ながら、当該年度の課題や子どもの状況について話し合い、次年度の保育課程に反映している。社会的責任・小学校との連携・地域の実情に即した事業を含め、養護・教育の5領域が一体となった計画を策定している。又、食育、保健、保護者・地域への支援なども含めた内容となっている。保育課程は年1回、必要時はその都度見直し・修正を行っている。
② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	乳児保育専用室を設け、快適に過ごせる環境(温度・湿度管理、換気、オゾン水による除菌・消毒、担当者以外の入室禁止等)を整備している。体調管理面(朝の視診、検温、保護者との情報交換等)や職員の衛生管理には十分に配慮している。乳児が安らぎを感じられるよう、職員は笑顔で優しい声かけをしながら、スキンシップを図っている。乳児保育の具体的手順(おんぶ、授乳、おむつ交換、沐浴、赤ちゃん体操等)も整えられている。SIDS(突然死症候群)を防ぐ為、ベッド毎にベビーセンサーを設置し、睡眠時は5分毎に職員が呼吸状態をチェックしている。天気の良い時期は五感を刺激出来るように、一人ひとりの体調に応じて戸外活動を行っている。保護者とは担当保育士が中心となり、送迎時のコミュニケーション・連絡帳で密な連携を図っている。年1回の懇談会や随時の育児相談を通じて、保護者のサポートにも取り組んでいる。
③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	毎朝の視診・検温を実施し、1・2歳児の体調管理に配慮している。子ども一人ひとりの発達状況に応じて無理がないように、保護者とも情報交換を図りながら、トイレトレーニングを行ったり、基本的な生活習慣(スプーンの使い方、着脱、手洗い等)を身につけられるように援助している。1・2歳児には自我の芽生えを尊重し、「自分で出来た」という自信・満足感を得られるように、見守りやさりげないサポートを心掛けている。子どもの出来る事・出来ない事は見極め、職員間で情報共有を図っている。又、子どもの自己主張は否定せず、職員は一旦気持ちを受け止めた後に対応している。探索活動や自発的な遊びを促せるよう、手の届く所に玩具を設置したり、遊びコーナーの充実を図っている。年長児と遊んだり、外への散歩・園行事等を通じて、異年齢や大人と関わる機会を設けている。保護者と共に子どもの成長過程を喜び・分かち合えるような連携・情報交換を行っている。
④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	違う年齢の子どもとのかかわりを大切にしており、3歳児以上は異年齢交流に取り組んでいる。4歳・5歳児は毎週(土曜日午前中)、遊びを通じて交流を図っている。5歳児が下の子に遊びのルールを教える等、思いやりの心が育まれる場面となっている。4歳児については、集団の中で自分の思いを他者に伝えられるように配慮したり、自分達で遊びのルールを決めて展開していくことを見守っている。仲間との繋がりが深くなる一方でトラブルも生じてくるが、自分達で解決出来るように見守り、必要時は助言・援助するように配慮している。5歳児は当番活動(清掃・給食の準備や後片付け・花や畑のお世話等)を取り入れており、一人ひとりがクラスの中で大切な役割を担っている。当番活動の内容は、卒園前の時期に5歳児が4歳児に伝えている。又、友達と協力して一つの事をやり遂げる活動(和太鼓演奏、合唱等)にも取り組んでいる。子どもの創作活動を保護者・地域に伝えられるよう、毎年、市美術館でアート展を開催している。子どもの共同作業(和太鼓演奏等)についても、園内の発表会や地元行事(湯のまつり、交通安全大会等)を通じて、保護者・地域に伝える機会を設けている。
⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a	4・5歳児には知的好奇心を伸ばせるよう、学研教室の講師を招き、月2回「わくわく教室」を実施している。日頃の遊びの中でも、文字や数に興味をわくように配慮している。小学校との連絡会を年2回開催し、保育士と小学校教員が意見交換を図る機会を設けている。アフターケアの一環として、小学校行事(授業参観、運動会等)に職員が出向き、卒園生の状況を確認している。5歳児と共に近隣の小学校行事(運動会、ふれあい祭り等)に参加し、就学の期待や見通しを持てるように配慮している。卒園前の懇談会では、小学校就学における保護者の不安や悩み相談に応じたり、保護者同士で情報交換を図れる場を設けている。保育所児童保育要録は担当保育士が肯定的な内容で作成している。

評価細目の第三者評価結果(保育所版内容評価基準)

A-1-(2) 環境を通して行う保育

	第三者評価結果	コメ ン ト
① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a	子どもが心地よく過ごせるよう、温度・湿度管理、採光、換気には十分に配慮している。園内・園外の清掃を適切に実施し、清潔感を保っている。園内は各年齢に応じた空間作りや家庭的雰囲気味わえるように、ハード面での配慮が施されている。四季に応じて飾る絵を替えたり、園庭で育てた季節の花や子どもたちが差し入れてくれた花を飾っている。又、子どもが自由に遊びに取り組みめるよう、遊びコーナーや玩具・遊具の充実を図っている。感染症対策の一環として、園児が使用するタオルは毎日2枚(トイレ用・食事用)持参してもらったり、センサー蛇口を設置している。無害・安全なおゾン水を使用し、随時、玩具や環境面の消毒を、布団は日光消毒を行っている。遊具は毎月、点検表を用いて安全性を確認している。
② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a	基本的な生活習慣が確立出来るよう、子ども一人ひとりの発達段階を考慮した援助を行っている。生活紙芝居や絵本・歌を通じて、楽しく生活習慣が身に着くように工夫している。又、褒めたり、承認する事で、子どもが自分で出来る事を伸ばしている。3歳児から手洗い・歯磨き・うがいを習慣付けており、病気の予防に努めている。トイレトレーニングは、保護者と連携し、家庭での状況・個人差を考慮しながら進めている。子ども個々の排尿リズムは担当保育士が把握し、職員間での情報共有を図っている。排泄に失敗しても、優しく言葉をかけ、プライバシーに配慮しながら速やかに対応している。午睡時には安心して眠りにつけるよう、心地良い音楽をかけたり、子守唄を歌ったり、素話をしている。遊びを通じて体を動かすことが出来るよう、園内のわくわく広場に様々なコーナー(ボール遊び、ロッククライミング等)を設けたり、体育館を整備している。又、様々な遊具が設置されている広い園庭や運動場も設置されている。天気が良い時期は普段から自然環境豊かな場所に出向き、戸外で遊ぶ事の心地よさを味わえるようにしている。
③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a	子どもの年齢・発達段階に応じた玩具や遊具を整えている。3歳児以上は様々な素材・用具を用いて、製作活動に取り組んでいる。4歳児以上は個人の道具(ハサミ等)を使用し、本人専用の収納場所に片付けている。3歳後半からは、自分達でルールを決めて遊ぶ事も増えてくる為、主体的な活動を見守っている。4・5歳児は毎週土曜日(午前中)に異年齢交流を行っている。又、延長保育時間帯にも異年齢交流(2歳～5歳:ごっこ遊び等)を行ったり、年長者が下の子の手をつないで公園まで散歩する機会を設けている。4・5歳児には様々な当番活動を通じ、園内での役割を担ってもらっている。子ども同士の関係が良くなるように、互いの気持ちを伝え合えるように援助したり、場に応じて代弁者となっている。トラブルがあった場合は、時には仲立ちし、互いの気持ちを尊重している。絵本・遊び・共同作業(和太鼓演奏等)を通じて、社会的ルールが身につくように配慮している。
④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a	日頃から身近に動植物に接する事が出来るよう、広い園庭で季節の花々やハーブ類を育てたり、ビオトープを造成し、自然の動植物が生息する環境を整えている。小さな生き物を飼育したり、子どもたちが虫カゴで昆虫類(クワガタやカブトムシ等)を持参することも認めている。お米・夏野菜・サツマイモ等、種・苗植えから収穫まで体験する機会を設けている。又、屋外に出向き、自然の風景(白山・畑の生育状況・田んぼの畝作り等)を観察したり、動物園での写生会を行っている。「目的」を持って散歩に出向く事で、子どもたちが様々な視点で、季節の移り変わりを「気付き・発見」している。季節感ある素材(落ち葉・松ぼっくり・竹・枯れ枝等)を用いて創作活動を行い、アート展に出品している。散歩途中の気軽な挨拶や地域行事・園行事(夏祭りの招待等)を通じて、地域住民との交流を図っている。地域の伝統的な習慣・行事(お寺での花まつり、左義長、染物体験、園長による本格的なお茶会、獅子舞招待等)も、日常保育の中に取り入れている。
⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a	3週間毎に自動車文庫を活用し、子どもが自分で好きな絵本を選んだり、借りる手続きを行えるようにしている。子どもが絵本や紙芝居を自由に取り出し、ゆったりと読めるように、絵本コーナーを設けている。又、保育士が季節や各クラスに応じた絵本の読みかきせを行っている。図書司書による読みかきかせも取り入れている。日常的に歌に合わせて踊りを楽しんだり、発表会等で表現する機会を設けている。4歳児以上はクレヨン・粘土・ハサミを個人所有とし、自己管理する力や物を大切にする心を養っている。3歳児以上は陶芸(テラコッタ土粘土:5歳児はしがらき焼き)を楽しむ機会を設けており、毎年、アート展に出品している。

評価細目の第三者評価結果(保育所版内容評価基準)

A-1-(3) 職員の資質向上

	第三者評価結果	コメント
① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a	年度末に職員一人ひとりが「保育士の為の自己評価チェックリスト(300項目)」に基づく自己評価を実施している。職員個々の課題は、次年度の「自己目標」に繋げて改善を図っている。自己評価チェックリストの集計を通じて把握した園全体としての課題は全職員で共有を図り、次年度の改善計画や園内・園外研修(専門性の向上)に繋げている。又、互いの学び合いや保育サービスの質の向上に繋がるよう、年6回、アクションラーニング(チーム学習)を継続的に実施している。横断的なチームを編成し、職員個々が抱えている課題や悩みを打ち明け、他者が質問することで自分自身の「気づき」が生じたり、チーム全体の学び・成長に繋げている。

A-2 子どもの生活と発達

A-2-(1) 生活と発達の連続性

	第三者評価結果	コメント
① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a	担当保育士は、個人経過記録・発達の記録に状況を詳細に記載し、子ども一人ひとりへの理解を深めている。園児との信頼関係を築くことを大切に、育ちを支えるように配慮している。保育指針に基づき、望ましい保育用語・態度をマニュアル化し、職員会議を通じて周知を図っている。又、子どもの行動を不必要に制止しないよう、「NGワード」を作成し、普段から注意を払っている。子どもが自分の思いを表現できる力を育んだり、表現出来ない子どもの気持ちを汲み取り受け止めている。
② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	障害のある子どもには、個別の支援計画を作成し、各障害(発達障害、身体障害等)に配慮した保育を行っている。障害児を担当する保育士は必ず、園外の専門研修(障害児研修)を受講している。又、園全体として子どもの障害・特性に適切に対応出来るよう、ケース会議等を通じて情報共有を図ったり、外部講師(特別支援学校教員、小児科医、保健師等)を招いて園内研修を実施している。保護者に悩みや不安がある場合は、各関係機関と連携を図り、悩み・不安の解消に繋げている。併設の児童家庭支援センターによる相談・支援体制も整備されている。
③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	子どもの心身の状況、保護者の状況に配慮しながら、延長保育を実施している。延長保育部屋(2部屋:乳児は専用ルーム)は、家庭的な雰囲気作りに努めている。楽しく過ごしたり、異年齢交流が出来るよう、遊びコーナーや玩具の充実を図っている。子ども個々の状況や連絡事項は終礼を通じて、担当保育士から延長保育担当者に情報伝達を行っている。延長保育時は、子どもの疲れや保護者を待ちわびる気持ちを十分に受け止め、ゆったりと関わっている。捕食の提供も行っている。延長保育日誌を記録し、保護者と連携・情報交換を行っている。

評価細目の第三者評価結果(保育所版内容評価基準)

A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果	コメント
① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a	毎朝の視診、低年齢児には検温を実施し、子どもの健康状態を確認している。入園時に心身状況等個人調査票を用い、保護者から既往歴等の情報を得ている。健康管理マニュアル、年間保健計画、嘱託医との連携体制を整備している。体調がすぐれない子どもについては、保護者との情報交換を行ったり、個別配慮(食事等)を行っている。怪我があった場合は、救急対応マニュアルに基づき応急処置を行い、保護者に連絡している。健康カードを用い、子ども個々の受診先を把握し、緊急時は受診の支援を行っている。与薬の必要性がある場合は、薬の依頼書を提出してもらい、対応している。
② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a	年間食育計画に基づき、園全体として食育に取り組んでいる。楽しい雰囲気の中で、おいしく食べることを大切にしており、おかわりも自由となっている。栄養士や調理員は、毎日子どもとコミュニケーションを図り、要望等を献立に反映している。子どもが食べ物に関心を持つように、プランターでの米作り、畑や園庭で夏野菜・サツマイモ・しいたけ等の栽培・収穫と一緒にしている。又、盛り付けやバイキングの時に、栄養士が食材について説明する機会を設けている。食事が楽しみとなるよう、様々な取り組み(バイキング、流しそうめん、ピザ・焼き芋・ジャム作り、魚の解体ショー等)を行っている。天気が良い時期は、園庭やベランダでアウトドアランチを楽しんでいる。子どもが栽培・収穫した野菜等を食材として用いる事で、好き嫌いをなくすように努めたり、苦手な物がある場合は、保育士が食べ易いように配慮している。
③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a	毎月の給食会議で、子どもの嗜好や食べづらかったメニューを検討し、今後の献立に反映している。栄養士が季節感ある献立を作成し、旬の素材を活かした食事を提供している。又、季節に応じた行事食(子どもの日、七夕、クリスマス、ひな祭り等)や手作りおやつも取り入れている。栄養士は離乳食の食事状況を毎日観察し、月齢に応じて形態を変えている。普通食も年齢に応じて、子ども達が食べやすいように食材の大きさを変える等、きめ細やかな対応を行っている。体調不良の際は、個別対応(おかゆの提供、油分を控える等)を図っている。
④ 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a	年間保健計画に基づき、年2回の健康診断(春・秋)・歯科検診・ぎょう虫検査、年1回の尿検査を実施し、結果を保護者に報告している。健康診断等の結果(園児の疾病や異常に関する事柄)は、職員会議を通じて、全職員での情報共有を図っている。保健計画に基づき、時期に応じた保健だより(熱中症予防・インフルエンザ対策等)を発行し、子どもの健康面に関する留意点を保護者に呼び掛けている。又、必要に応じて、予防接種(インフルエンザ等)の促しや感染症に関する情報提供を行っている。

A-2-(3) 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果	コメント
① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a	アレルギーをもつ子への対応手順を整備している。食物アレルギー(卵、乳製品、小麦、大豆等)の場合は、医師の診断書を基に、保護者と栄養士が面談を行い、対応について十分に確認している。アレルギー児一人ひとりの除去食献立表を作成し、調理時は専用器具を使用している。配膳時に間違いがないように、色のついた皿に盛り付け、ラップをかけて名前シールを添付している。除去食は、他の園児の食事と見た目が大きく変わらないように配慮している。
② 調理場、水回りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a	衛生管理に関する責任者(=園長)を定め、職務分掌に明示している。衛生管理マニュアルを整備し、厨房職員に配布・周知を図っている。マニュアルの内容は毎年、見直しを行っている。食中毒の予防対策として、栄養士・調理師は毎日、衛生管理チェックリスト・個人点検表・給食室環境記録表に基づき、徹底した衛生管理を行っている。年1回、業者による害虫駆除も実施している。又、ノロウイルス対策として「感染症対応手順書」を整備している。嘔吐物処理方法の実技も交えた研修を実施し、職員への周知を図っている。

評価細目の第三者評価結果(保育所版内容評価基準)

A-3 保護者に対する支援

A-3-(1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果	コメント
① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a	未満児の家庭での食事状況を連絡帳に記入してもらい、情報共有を図っている。月末に、食事日より(次月の献立一覧含む)を保護者に配布し、食事の重要性を伝えている。玄関に当日の給食サンプルを展示し、保護者が自宅でも作れるようにレシピを備え置いている。又、サンプルが見れない保護者の為に、毎日の給食写真をホームページ上で公開している。園として食事に関して配慮している事(離乳食は6段階に分ける等)を、保育参観・懇談会・試食会を通じて、保護者に伝えている。必要時は栄養士が食事に関する相談に応じている。
② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a	保護者との信頼関係が構築出来るよう、送迎時のコミュニケーションや連絡帳を活用し、連携・情報交換を図っている。保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できる機会(保育参観等)を設けている。個別の育児相談に積極的に応じ、保護者の悩みや不安を解消出来るように支援している。内容によっては相談室を使用し、他者の目を気にする事なく安心して相談出来るように配慮している。家庭環境に変化があった場合は、保育所保育要録に追記し、職員間での情報共有を図っている。
③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	a	保護者との相互理解の為、年1回、個人懇談会を行っている。保育内容について理解が得られるよう、園長が当園の方針等を詳しく説明する機会(入園説明会、保護者会総会等)を設けている。又、ホームページや毎月のクラス・園だよりを通じて、日々の取り組みを具体的に紹介している。保護者との共通理解を得るため、保育参観や保育参加、共に行事を楽しむ機会(ピザ作り、バス遠足、お楽しみ会、発表会、祖父母とのふれあい等)を設けている。
④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a	いなみ園マニュアルに「虐待児童発見時の対応手順」を明示している。対応手順に関する園内研修やISO内部監査での質問、県・市主催の児童虐待防止研修への参加、全国保育協議会の資料配布等を通じ、全職員への周知を図っている。身体計測や着替え時に身体の変化(アザの有無等)を、又、毎朝の視診や会話を通じて表情の変化を観察している。職員は虐待に「気づく」事が出来るよう、小さな変化を見逃さないように配慮している。変化がある場合は保護者に問いかけ、状況を把握する事で、虐待防止の啓発を行っている。虐待発見時は園長に報告し、各関係機関(市・児童相談所等)との連携を図っている。又、併設の児童家庭支援センター・児童養護施設職員による支援体制も整えられている。